

令和5年度 第1回貝塚市景観審議会議事録（要約版）

日 時	令和5年8月18日（金） 14時30分～16時15分
場 所	市役所3階 公房会議室
出 席 者	委員9人
会 議 次 第	1. 開会 2. 案件 案件1. 検討体制及びスケジュール（案）について 案件2. 貝塚市都市計画マスタープラン・貝塚市立地適正化計画の概要について 案件3. 貝塚市のこれまでの景観の取組・概況と景観づくりの考え方（案）について 案件4. 貝塚市の景観に関する意識調査の実施について 3. その他 第2回貝塚市景観審議会開催日程について 4. 閉会

（1）開会

- 9名全員の出席により、本会が成立していることを確認した。
- 貝塚市景観審議会規則第5条に基づき、委員互選により、会長、副会長を選任した。
- 貝塚市景観審議会規則第6条に基づき、会長が議長を務め、以降の案件審議を執り行った。

（2）案件

案件1. 検討体制及びスケジュール（案）について

事務局：（説明）

議長：ご意見やご質問をお聞きしたい。特にないようであれば、次に進む。

案件2. 貝塚市都市計画マスタープラン・貝塚市立地適正化計画の概要について

事務局：（説明）

委員B：立地適正化計画の中で、空き家についての説明があったが、空き家や耕作放棄地の状況は景観とも深く関わってくる。本市における空き家・耕作放棄地については、どういった状況か。

事務局：空き家の問題はこれから深刻になると考えられる。本市においても、南海貝塚駅東側などで増加している。倒壊などの危険性がある空き家も増加しているため、対応が必要である。そのような空き家については除却を行う方向性で取組を進めている。また、遊休

農地についても、増加傾向にあるため、農業委員会や市の農業部局などと連携していきたい。活用意欲のある方への譲渡など、遊休農地を増やさないような取組を進めていく。

議長：空き家、遊休農地は、景観のみならず多方面に関係がある。また、景観計画は、大きな計画の話から、個別の建築物のデザインまで包括している。そのため、委員の皆さまからも広くご意見を頂戴しながら、検討できればと思う。

空き家に関しては、空き家計画はあるのか。

事務局：作っている。

議長：空き家法などで対応いただければと考える。景観にも関係する問題であるため、適宜報告いただきたい。

案件3. 貝塚市のこれまでの取組・概況と景観づくりの考え方（案）について

事務局：（説明）

委員I：景観づくりの基本方針について、観点としては概ねこのような分類で良いが、本市の大きな特徴として、水間鉄道が市域を縦断する形で走っている点が挙げられる。そのため、水間鉄道のある風景というのも、非常に重要な景観であると考えている。水間観音駅については触れられているが、沿線についても今後検討すべきポイントになるのではないかと。

議長：非常に重要である。道路軸、河川軸は景観計画によく取り入れられるが、水間鉄道沿線を景観資源として軸形成を図るか、ゾーンごとに水間鉄道を含む風景のあり方を検討するのか、動くものであるため景観には入れにくいテーマであるが、一度事務局で検討いただければと思う。

委員H：資料の通り、大阪府下では景観行政団体への移行が進んでいる。近隣では、和泉市も景観行政団体へ移行中。府の景観計画では広域的な景観誘導が中心であるため、地域ごとのきめ細やかな誘導には対応できていない。本市の景観計画においては、当然ではあるが、大阪府以上のきめ細やかな計画にしていいただければと思う。

重点地区の候補地について、近木川が含まれていないのは、何か考えがあるのか。また、来年度検討する景観ガイドラインは、どのようなイメージか。重点地区と関連付けるのか。

事務局：近木川については、重点地区ではなく一般的な規制・誘導を行うことを現時点では想定している。景観ガイドラインについては、重点地区に絞ったものではなく、地域ごとに景観の規制誘導を行う中で、市民や事業者の皆さまに景観計画の運用がわかりやすく伝わるような、取扱説明書のようなイメージである。

議長：地域ごとのきめ細やかな誘導というのは、ご指摘の通りである。大阪府の基準を参照しつつ、地域ごとの細かな誘導規制が必要である。近木川については、上流・下流で周辺の土地利用も異なるため、ゾーンごとに河川周辺の景観形成の考え方を示す必要があるというご指摘かと思う。事務局で検討いただきたい。

委員B：景観づくりの基本方針について、暮らしの景観の質を高めるという項目において「暮らしの景観はあまり意識されておらず…」とあるが、市民が普段から景観のことを意識するのは非常に難しいと考える。また、観光・交流の動きと連携して景観の魅力向上につ

ながるように、まずは市民の方に貝塚市の景観について知ってもらうことが必要ではないか。アンケートでも、愛着や誇りについての回答が多いという結果が出ているが、それが何につながっているのか、わからない。景観と愛着、誇りは非常に関係が深いと考える。それが景観まちづくりの次のステップにどのようにつながるのか、検討いただきたい。

議長：愛着や誇りの形成を景観まちづくりにつなげていけないか、というご意見だったと思う。

もう一点は、地域の景観の魅力について、地元の方々はあまり感じていないのではないかというご指摘であった。顕彰制度や緑化コンクールなど、景観への意識醸成に関わる取組の事例を参照いただきながら、方策を検討いただければと考える。そのような取組の推進を景観計画にどこまで盛り込めるかについても検討いただければと思う。

委員B：景観まちづくりについて、ここで使われている「まちづくり」という言葉はどのような意味か。市民団体による活動などのことを指しているのか。

事務局：広義ではご指摘の内容も含まれているが、資料で示している「多様な主体と連携したまちづくり」は、官民連携による活動と、隣接する自治体との連携による取組、の2つを考えている。

委員B：民同士、民間の活動団体同士の関係も非常に重要であると考えます。

事務局：ご指摘の通りである。建物所有者の意識が高まることで、良好な景観づくりに寄与すると考えられる。そのような取組の支援について検討するのが市としての役割であると考えている。項目の中に、民同士の関係についての内容を追加する。

議長：景観づくりの基本方針の検討については、官民連携、民同士の関係など、項目ごとに検討内容を整理し、過不足が無いか確認いただきたい。

案件4. 貝塚市の景観に関する意識調査の実施について

事務局：(説明)

議長：設問項目の「市の景観の魅力を高める取組」というのは、市が行う取組のことを指すのか。

事務局：個人の取組、地域団体の取組、市の取組の3点から設問を設定している。

委員H：重点地区の設定にも役立っているとあるが、具体的な設問イメージはあるか。

事務局：案件3資料にも記載されていた重点地区候補を選択肢の基本とし、加えて自由記述によって、市民目線の重要な景観などを聴取できればと考えている。

委員H：重点地区に規制がかかってしまう、という誤解を生まないような聞き方をしていただければと思う。

事務局：重点地区の規制など踏み込んだ内容までは、今回の意識調査では質問しない。好きな景観、お気に入りの景観は何か、というような聞き方である。

議長：好きな景観と、自慢したい景観は違いがあるのか。上手く聞き出す方策を検討いただければと思う。景観保全や良好な景観形成につなげていただきたい。

委員B：15歳以上を対象としているが、中高生に「景観」という言葉の意味が通じるのか。何か補足説明などはあるのか。次世代に向けた景観づくりを考えると、若い世代には是非回

答いただきたい。

事務局：これまで実施した紙のみのアンケートでは、回答率は40%ほどであった。今回は、Web回答も実施する。世代ごとの回答方法も分析する予定である。景観についての説明は、前文として入れさせていただく。

委員B：高校ではGISの授業なども増えているので、これまでよりも理解していただけるのではないと思うが、わかりやすい説明を入れていただければと思う。

議長：有名な場所であれば誰でも分かると思うが、山手に住まわれている方が浜手の景観資源にはあまり詳しくない、などが考えられるのではないか。地域ごとの集計ができると良い。部数は2,050部としているが、地域ごとに人数を配分したことで50部の端数が出ているのか。

事務局：宛先不明によって返送されるケースが何件か想定されるため、送付実績として2,000部確保できるように、2,050部としている。集計後、地区ごとの分析は行う予定である。

(3) その他

第2回貝塚市景観審議会について

事務局：第2回貝塚市景観審議会は、令和5年11月16日（木）15:00～、貝塚市役所3階公房会議室にて開催を予定している。

(4) 閉会